

学童クラブの特性

資料4-2

《施設の特性》

【現在の学童クラブ】

- ・本市は、公設民営型(市が施設を設置し指定管理者が運営する形態)の学童クラブを1小学校区に1学童クラブ(複数の施設を設置している小学校区もある。)配置している。
- ・学童クラブのニーズは、保育所ニーズとともに、急増している。また、保育所と同様に、施設を拡張すると利用ニーズが増加する傾向がある(入所できるのなら働きたいという保護者が増加)。
- ・学童クラブの入所児童は、4月がピークであり、年度末に向けて徐々に減少していく傾向がある(退所の理由は「塾や習い事等」「友人と過ごす時間を増やしたい」など)。また、学童クラブは、1年生～6年生までの合同保育のため、4年生以上は、児童が学童クラブへの入所を好まない傾向がある。
- ・学童クラブは、児童福祉法では「放課後児童健全育成事業」と位置付けられているとおり、児童を預かる時間は放課後(3時間)が基本となる。ただし、土曜日及び長期休暇(春・夏・冬)は1日(8時間)預かる。
- ・学童クラブの入所率は、保育所(2号認定子ども36%)に対し、学童クラブ(21%)は低い傾向にある。この背景には、保育所における短時間利用児童に相当する児童は学童クラブを利用する必要性が低い(1時間程度の利用となる場合が想定される)ことなどが考えられる。ただし、短時間利用児童に相当する児童は、長期休暇の利用は希望するが多い。

《今後の学童クラブ》

- ・「(仮称)流山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」(以下学童クラブ関連では「条例」という。)が平成27年4月から施行すると、公設民営型だけではなく、条例の要件を満たした民設民営型の施設整備も想定できる。
- ・民設民営型は、塾・スポーツ教室等の機能を有した施設の参入も想定できる(現在市内に3施設)。ただし、当該運営形態へは、公的資金は投入されず、保育料も高い設定となる。
- ・公設民営型及び公的資金が投入される民設民営型を整備・拡張していく計画上の単位は、条例が定める「支援の単位40人」としたい。